

越監告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和 8 年 1 月 20 日

越前市監査委員 田 中 英 夫

同 田中 希世子

同 吉田 啓三

記

1 監査対象及び執行期間

対 象：坂口地区うららの町づくり振興会、しらやま振興会、南地区自治振興会、味真野自治振興会（所管課：市民協働課）

執行期間：令和 7 年 10 月 1 日～10 月 3 日

2 措置状況

区分	指摘事項
表題	現金等の管理について
監査の結果	<p>自治振興会が徴収するコピー代の管理について、次のような事案が見受けられた。①使用簿の記載はしているものの、出納簿としての機能を持つものはなかった。②締め作業を数か月に 1 度、金融機関への入金を 1 年に 1 回しか行っていないため、使用簿の金額と残高が一致しないことが常態化していた。③過年度のコピー代収入を決算処理せず、現在も金庫内で保管していた。</p> <p>また、現金を保管する金庫について、金庫とその鍵が施錠されない同じキャビネットに保管されており、かつ上席者による定期的な残高確認を行っておらず、紛失や盗難のリスクが非常に高い事案が見受けられた。</p> <p>当該事案については、過去にも指導しているが改善されていない自治振興会が見受けられたことから、模範となる自治振興会を参考にする等、適切な指導を行うよう改めて指摘する。</p>

措置の内容	<p>当該地区については、地域支援員（市職員）が自治振興会とともにコピー代等の現金管理手順を確認し、模範となる自治振興会の基準を参考にしながら、手順の見直しを行ってまいります。</p> <p>また、令和7年12月に開催した自治連合会理事会において、全地区的自治振興会に対し、今回の指摘事項を踏まえて改正した会計処理マニュアルを配布し、現金の扱いや会計処理について、改めて自己点検を求めました。</p> <p>各事案についての措置状況は次のとおりです。</p> <p>①出納簿については、模範となる自治振興会の様式を参考に整備し、出納簿と現金との照合を確実に行うとともに、毎月上席者による確認を行う等、管理体制を改めるよう、当該地区に対して通知し指導いたします。</p> <p>②③金融機関への入金については、紛失や盗難等のリスク回避の観点からも、金庫内での保管は最小限とし、窓口での手数料が発生しても月に1回は入金するよう改め、決算にも年度ごとの金額を反映するよう、当該地区に対して通知し指導いたします。</p> <p>また、現金の保管場所については、紛失や盗難等のリスク回避の観点からも、鍵の施錠を確実に行うよう指導いたします。</p>
-------	---

表題	会計事務について
監査の結果	<p>自治振興会で事務用品を購入する際に個人的な購買を同時にを行い、自治振興会で立て替えた後、代金をコピー代の使用簿に記載し、一緒に現金管理をしていました。</p> <p>収入としては同じ雑収入になるため、この方法をとっているとのことであったが、そもそも市からの交付金（公金）や地区民からの負担金（公金に準ずる）を原資とする自治振興会の会計と私費を混同させることは避けるべきである。</p> <p>透明性のある自治振興会会計となるよう、所管課として基本的な事項の指導を行われたい。</p>
措置の内容	<p>市からの交付金は、地域自治振興計画に基づく事業推進を目的とし、公金として適正に執行する必要があり、一時的にでも個人的な購買に使用すると不適切支出となるため、自治振興会の会計と私費を混同することのないよう、当該地区に対して通知し指導いたします。</p> <p>また、令和7年12月に開催した自治連合会理事会において、全地区的自治振興会に対し、今回の指摘事項を踏まえて改正した会計処理マニュアルを配布し、現金の扱いや会計処理について、改めて自己点検を求めました。</p>